

令和3年11月4日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 吉 田 保 雄

### 市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申

令和2年9月1日付石企画第101号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

#### 記

## 1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について

### (1) 令和元年度、令和2年度の実施状況について

令和元年度及び令和2年度の市民参加手続の実施状況につきましては、概ね適正に実施されていたと評価します。

## 2. 市民参加制度の改善方策について

平成14年4月1日に施行した「市民の声を活かす条例」は、今年で20年目を迎えます。第10次審議会において、行政活動への市民参加の推進に関して議論を行った結果、次のとおり意見を付します。

### (1) 市民参加手続の管理・運用について

市民参加手続は、企画課での一元管理により適切に運用されていると評価できます。しかしながら、市民参加手続を行うべきものが抜け落ちている可能性も否定できないと思いますので、改めて職員一人一人が市民の声を活かす条例に則り、市民参加手続のより一層の管理・運用に努めてください。

## **(2) 情報提供の手法について**

新型コロナウイルス感染症の拡大により、非接触化や効率化が求められ、スマートフォンや2次元バーコードを活用するなど情報提供の仕方は多様化しています。市では、あい・ボードをデジタルサイネージに切り替えるなどのデジタル化に取り組まれています。市民へ情報提供を行う際は、引き続きデジタル化を視野に入れ、様々な手法を取り入れて、より多くの人々が情報に触れられるよう、また、必要な人が必要な時に情報を入手できるように取り組まれることを期待します。

## **(3) 令和3年9月21日付け要望書について**

本審議会あてに令和3年9月21日付けで石狩湾一般海域洋上風力発電事業について市民参加手続を求める要望書が提出されました。本件について審議会で議論した結果、本審議会は「市民の声を活かす条例」第28条に基づき設置され、本条例の改廃、本条例に基づく規則等の制定や改廃、市民参加手続の実施・運用状況の評価、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項について、市からの諮問に応じるものであり、個別の案件を取り上げ、市民参加手続の要否について判断すべきではないとの結論にいたりました。

しかしながら、市に対してはこのような様々な意見や要望に対して真摯に対応するよう求め、本条例の目的にもある市民と市の協働によるまちづくりが図られることを期待します。

## **3. 市民参加制度調査審議会のあり方について**

「市民の声を活かす条例」第29条により、本審議会の委員は学識経験者、市内で活動する団体が推薦する者、公募に応じた者（5人を下回らない）、市職員（2人を超えない）の15人以内で組織すると定められています。

本審議会は、前回の第9次審議会の答申を受け、9人体制で審議を進めてきましたが、規定範囲内の委員構成で本審議会の役割を十分果たすことができたと考えます。したがって、次の第11次審議会においても、現在の委員構成と人数を維持し、9人体制で執り進めることが適当と考えます。

なお、制度の改正が必要になるなどの重要な審議を行う場合には、委員の数を増やすなどの措置を講じる必要があると考えます。

以上